



「由利本荘市下水道宅内排水接続推進事業」

のご案内です

公共下水道および集落排水（以下「下水道等」）の処理区内において、下水道等へ未接続（浄化槽および汲み取り便所を使用している）の住宅等を対象に、下水道等への接続工事に必要な経費について補助金を交付します。

清潔で衛生的な
生活環境の改善

浄化槽や
汲み取り等
維持管理の軽減

悪臭や害虫
を防除する
公衆衛生の向上

浸水対策や
河川や海の
水質保全

下水道の役割と接続のメリット

区分/種類	由利本荘市下水道宅内排水接続推進事業
補助対象住宅	供用を開始している公共下水道及び集落排水区域における下水道等へ未接続の住宅や事業所等
補助対象工事費	10万円以上 50万円未満 注1) 水洗化等に伴うトイレ・バスなどの設備は含まれない 注2) 50万円以上の工事は「由利本荘市住宅リフォーム資金助成事業」の対象となる
補助率及び上限	補助率：補助対象工事費の20% 上限額：10万円
補助対象とならない場合	① 建物の新築に伴う申請である者 ② 専用住宅や事業所等及び当該所在地を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者 ③ 販売の目的で宅内排水接続工事を行う者 ④ 市税及び公共下水道事業受益者負担金を滞納している者 ⑤ 敷地内の雑排水設備の一部だけを接続する者 (1) 複数の住宅の内、一部のみを接続する場合 (2) 1棟のなかで、トイレのみを接続し雑排水は接続しない等 ⑥ 国、県、市及びこれに準ずる施設の申請者である者 ⑦ 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ⑧ 補助金の交付が適当でないと認める工事及び工事費用
利用回数	過年度の交付を含めて1回限り
施工業者要件	以下の由利本荘市下水道排水設備工事店が施工するもの ・ 由利本荘市内に事業所を有する法人で、本市の法人住民税が課せられているもの ・ 由利本荘市内に事業所を有する個人で、本市に住民登録しているもの
注意事項	・ 事前着工の場合は補助金対象外（交付決定までは申請内容の確認等のため約2週間程度を要します） ・ 工事は、年度内（令和8年3月27日（金）まで）に完成及び実績報告ができるものであること。 ・ 秋田県住宅リフォーム推進事業との併用が可能ですが、条件等については下水道課までご確認ください。

お問い合わせ・申請関係の窓口は
由利本荘企業局下水道課（0184-24-6336）



提出が必要な書類

補助金交付申請

1. 補助金交付申請書（様式第1号）
2. 対象住宅の案内図（住宅地図の写しなど）
3. 固定資産税課税台帳の写し（A4サイズに調整）
（または代わる書類（名寄帳など））
※ 補助対象住宅が未相続の場合、納税義務者を所有者とみなします。
4. 対象住宅等及び当該所在地を借りている者は賃貸人の承諾書（様式7号）
5. 補助対象者の属する世帯及び補助対象住宅に居住する世帯の住民票謄本（続柄記載のもの）。外国籍の申請者は、外国人登録済証明書又は住民票記載事項証明書（住宅を購入して行うリフォーム等工事において、申請時に補助対象住宅に居住前の場合は申請時における住所地の住民票謄本）
6. 補助対象者と補助対象住宅に居住する者が異なる場合は、補助対象者と居住者の関係を証する書類（戸籍謄本等）
7. 補助対象者が事業所の場合は法人登記等、法人を証明するもの
8. 排水設備等計画認定通知書の写し及び申請書の写し
9. 工事見積書の写し（市内業者及び市登録下水道排水設備指定工事店が作成したものに限る。）
10. 納税等状況調査同意書（様式8号）、事業所にあつては市税完納証明書

○その他必要に応じ書類を求める場合があります。

完了実績報告

1. 完了実績報告書（様式第5号）
2. 当該工事代金の領収書の写し。振り込み払いの場合は、振り込みを証明する書類の写し。
※ 写しが不明瞭な場合や疑義がある場合は、原本の提示を求める場合があります。）
※ 振込証明書類：振り込む方、振り込み先及び金額の記載があるもの（払込取扱票控え等）
3. 排水設備工事完了届の写し及び完了が確認できる写真と写真帳（参考様式）
4. 工事内容の変更により工事見積額に変更が生じた場合は、変更後の工事内訳見積書（写し可）など変更内容が確認できる書類と変更部分に係る工事着工前の写真
※ 工事内容の変更が伴わない金額変更（値引き等）の場合は、請求内訳書（写し）可
5. 当該補助金の請求書（日付は記入しないこと）
6. 補助金支払口座がわかる金融機関通帳等の写し（申請者の口座番号と名義が確認できるもの）

その他必要に応じ書類を求める場合があります。